

福島県「都市計画に係る広域調整」実施要綱

平成20年10月1日 制定

平成21年10月5日 改正

平成26年 4月1日 改正

(目 的)

第1 本要綱は、市町村が、広域的に影響を及ぼす都市計画を決定(変更)しようとする場合に、県が当該市町村と協議するにあたり、都市計画法(昭和43年法律第100号)(以下、「法」という。)第19条第5項に基づき、関係市町村に必要な協力を求めながら、一市町村の区域を超える広域的見地からの調整を行う(以下、「広域調整」という。)ために必要な事項を定め、当該調整を適切かつ円滑に実施することを目的とする。

(定 義)

第2 この要綱における用語の意義は、次に定めるとおりとする。

(1) 協議市町村

都市計画を決定(変更)しようとして、法に基づき県と協議を行う市町村をいう。

(2) 下協議

協議市町村が、協議に先立ち、都市計画の「素案」作成時点で県と行う任意の協議をいう。

(3) 事前協議

協議市町村が、下協議を経て、都市計画の「原案」作成時点で県と行う任意の協議をいう。

(4) 大規模集客施設

劇場、映画館、演芸場、観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分は、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万㎡を超えるもの(建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(わ)項に掲げる施設。)をいう。

(対象となる都市計画)

第3 県は、次に定める都市計画(以下、「対象都市計画」という。)の決定(変更)を対象として広域調整を行うものとする。なお、(3)に定める対象都市計画については、県が福島県都市計画審議会の意見を聴いたうえで判断するものとする。

(1) 大規模集客施設の立地が可能な用途地域(近隣商業地域、商業地域及び準工業地域)及び地区計画

(2) 周辺の生活環境等に広く影響を及ぼすことが予想される下水道(終末処理場

に係る部分に限る。)、汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設、と畜場、火葬場又は墓園等の都市施設

(3) その他、県が特に必要と認める都市計画

(対象となる市町村)

第4 県は、次に定める市町村（以下、「関係市町村」という。）を対象として広域調整を行うものとする。

- (1) 協議市町村に隣接する全て（都市計画区域外を含む。）の市町村
- (2) 協議市町村が属する都市計画区域内の全ての市町村
- (3) 対象都市計画の影響を受ける旨を申し出た市町村（以下、「申し出市町村」という。）

(広域調整の実施)

第5 県は、次に定める手順により広域調整を行うものとする。

- (1) 協議市町村は、対象都市計画を決定（変更）しようとするときは、下協議に先立ち、県にその旨を申し出るものとする。
- (2) 県は、協議市町村の事前協議を受けて、説明会の開催等必要な方法により対象都市計画の内容を県内全市町村に周知する。
- (3) 申し出市町村は、県が示す期間内に申し出を行い、県は、当該申し出を受けたときは、遅滞なくその旨を協議市町村に通知する。
- (4) 県は、関係市町村に対象都市計画に係る意見を求める。
- (5) 関係市町村は、(4)の県の求めに応じて意見を提出するとともに、県が必要と認めるときは、その他関係資料の提出や説明等を行う。
- (6) 県は、対象都市計画について慎重な判断が必要と判断するときは、公開による関係者の意見陳述や、福島県都市計画審議会の意見聴取を行う。
- (7) 県は、対象都市計画に対する意見を決定し、協議市町村及び関係市町村に通知する。
- (8) 協議市町村は、県の意見を踏まえ対象都市計画の決定（変更）手続き等を行う。
- (9) (5)の関係市町村の意見及び(7)の県の意見は、原則として公表する。
- (10) 以上の手続きについて「別図1」に定める。

(関係市町村の意見)

第6 関係市町村は、都市計画又はまちづくりの観点から第5の(5)に定める意見を提出し、次の事項を明らかにすることとする。

- (1) 対象都市計画が関係市町村に及ぼす影響
- (2) 関係市町村が協議市町村に対して求める対応

(県の判断基準)

第7 県は、第5の(7)に定める意見の決定にあたっては、次の事項を総合的に判断するものとする。

- (1) 県が定めた又は定めようとする都市計画と対象都市計画の適合性
- (2) 県が実施する施策等と対象都市計画の整合性
- (3) 対象都市計画が関係市町村等に及ぼす影響
- (4) 関係市町村の意見
- (5) 福島県都市計画審議会の意見
- (6) その他、都市計画の観点から必要な事項

(手続き等の準用)

第8 この要綱に定める広域調整の手続きは、市町村の都市計画マスタープランに対象都市計画を位置付けようとする場合に準用する。なお、この場合の手続きについては、「別図2」に定めるところによるものとする。

(継続的改善)

第9 この要綱に定める事項は、市町村及び福島県都市計画審議会の意見を聴き、必要となる改善や充実を図るものとする。

(その他)

第10 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

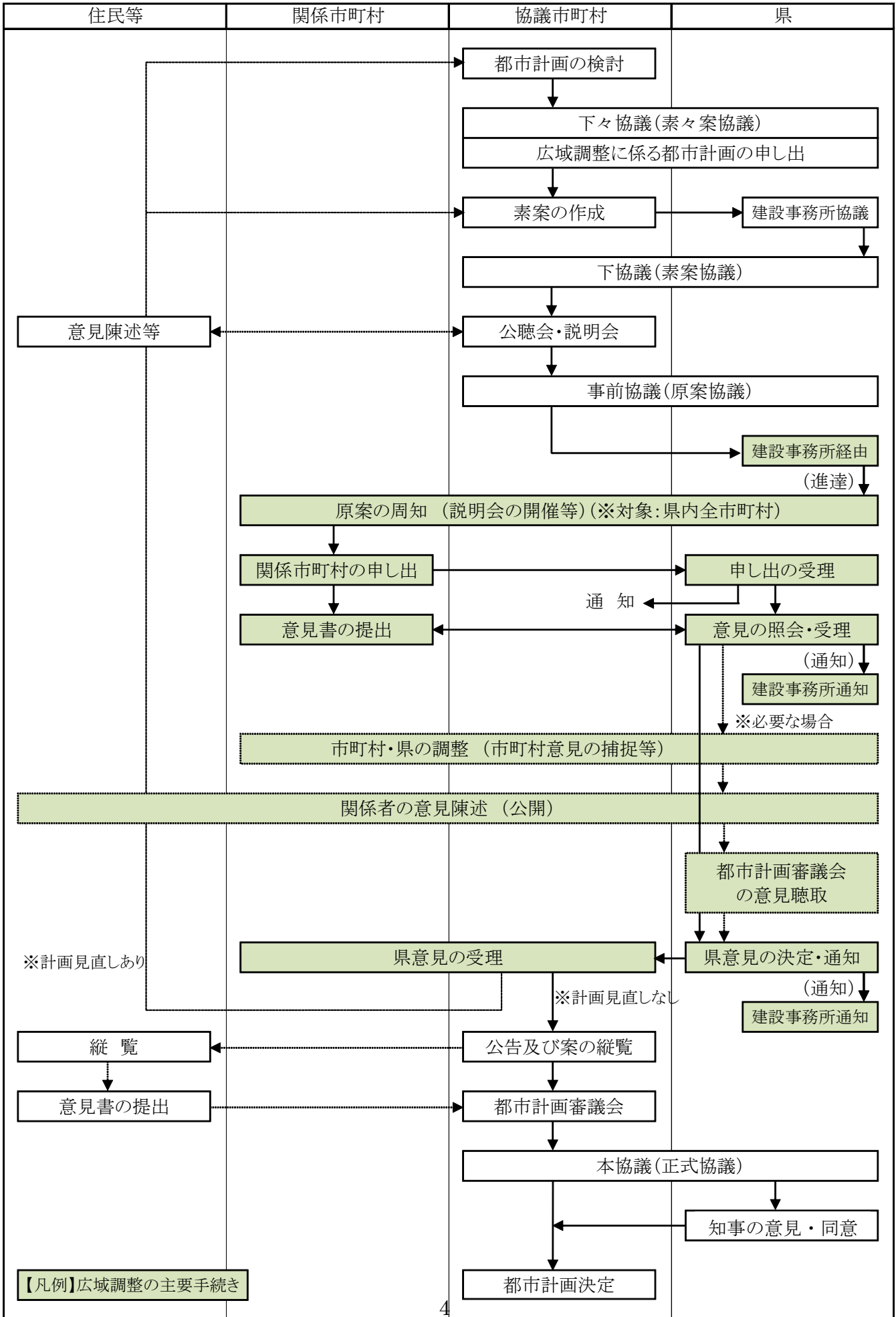
この要綱は、平成21年10月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 4月1日から施行する。

(別図1)

「都市計画に係る広域調整」手続きの基本的な流れ



(別図2) 「市町村都市計画マスタープランに係る広域調整」手続きの基本的な流れ

